

賃金構造基本統計調査における集計事項のうち、
一部が未公表・未集計となっていたことへの対応について

1 事実関係

- 賃金構造基本統計調査の調査計画における「8 集計事項」(以下、「集計事項」という)において集計することとされている事項のうち、
・「企業規模5～9人」の集計結果は存在するものの、統計表を公表していないもの
((1)①ア(ケ)職種、年齢階級別所定内給与額等、(シ)初任給額等)
・「企業規模5～9人」の区分を、集計していないもの
((1)①ア(オ)標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布、(ス)初任給額の分布)
があることが他省庁からの照会を契機に確認された。【2頁別添参照】

- 状況や経緯等については以下のとおりである。なお、一部については確認中。
 - ・ 企業規模5～9人について、企業規模10人以上と同様に集計すると、特に回答にばらつきがでる調査事項については統計としての精度が担保されない部分がある中、調査計画を変更して公表等を取り止めるなどの判断を行わないまま保留されていたこと
 - ・ 主要な統計表については、企業規模5～9人についても公表されており、これら未公表等の集計表に関する問い合わせ等もこれまではなかったこと
 - ・ このような状態は、平成17年の調査計画変更後の集計時において生じていたこと(平成16年以前の職種及び初任給額等については確認中)

2 今後の対応について

- これらの集計事項に係る調査事項について、報告者の協力を得たにもかかわらず、未公表等の理由を明らかにしていなかったことや、必要な変更申請手続きを行っていなかったことなどについて、真摯に反省し、お詫び申し上げる。

- 詳細な事実関係については、引き続き確認を行う。加えて、今後の対応については、総務省との相談及び統計委員会からの求めには丁寧に応じていくことを前提として、
 - ・ 過去の調査分に関しては、統計的な見地から集計結果を精査した上で、必要な対応を検討する。
 - ・ 令和2年以降の調査については、以下のとおり対応したい。

(ケ)職種、年齢階級別所定内給与額等

→ 年齢計のみ、5～9人についても公表する(資料3-3を参照)

(オ)標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布

→ 企業規模5～9人については、標準労働者の割合が非常に小さいため、今後は集計・公表しない。

(シ)初任給額等、(ス)初任給額の分布

→ 令和2年以降は、初任給の調査を廃止する予定であることに伴い、集計事項からも削除する。なお、企業規模5～9人の事業所における新規学卒者数は非常に少なく、これまでから表章に耐えうるものではなかったところ。

【別添】 現在(平成 30 年)の調査計画(抜粋・一部加工)

8 集計事項

(1) 全国に関する事項

① 常用労働者に関する事項

ア 一般労働者(短時間労働者を除いたもの)に関する事項

(ア) (年齢階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、(以下略)

(イ) (年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、(以下略)

(ウ) (年齢階級別所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、(以下略)

(エ) (標準労働者の学歴、年齢各歳別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、年齢各歳別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び標準労働者数(常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に係る集計は除く。)

(オ) (標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布) ※未集計

産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、特定年齢別標準労働者数及び分布特性値

(カ) (役職、年齢階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、(以下略)

(キ) (役職、年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等)

企業規模、性、(以下略)

(ク) (役職別所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、(以下略)

(ケ) (職種、年齢階級別所定内給与額等) ※未公表

企業規模、職種、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(コ) (職種、年齢階級、経験年数階級別所定内給与額等)

職種、性、(以下略)

(サ) (職種別所定内給与額分布)

職種、性、(以下略)

(シ) (初任給額等) ※未公表

産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新規学卒労働者数

(ス) (初任給額の分布) ※未公表又は未集計

産業、企業規模、性、学歴、初任給額階級別新規学卒労働者数及び分布特性値

(以下略)

<補足>

- (ア) ~ (ウ) (基本的な集計事項) : 企業規模 5 ~ 9 人について集計・公表
(エ) : 企業規模 5 ~ 9 人は集計対象外である旨明示
(カ) ~ (ク) : 企業規模 100 人以上の事業所のみ調査対象